

令和3年8月2日

保護者の皆様

茅ヶ崎市こども育成部保育課長

緊急事態宣言を踏まえた保育所等の利用について

日頃より本市の保育行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

本市では、緊急事態宣言及び県の方針を踏まえた保育所等の対応を次のとおりといたします。

保育所等では、これまでも感染症対策に努めてまいりましたが、引き続き感染症対策の徹底にご協力をお願いいたします。

なお、今後、国や県の方針や本市の状況等を踏まえ、変更する場合があります。

1 保育所等の利用について

このたびの緊急事態宣言下においては、登園自粛の要請はせず、通常どおり開所いたします。

しかしながら、引き続き感染症対策を徹底する必要があるため、新しい生活様式を踏まえた保育所等の適正利用にご協力をお願いします。

(1) 新しい生活様式を踏まえた保育所等の適正利用の例

- ア 送迎時のマスク着用、手洗い・手指消毒など、新しい生活様式を実践する。
- イ テレワークの場合や、育児休業中、求職活動中の預かり時間は必要最低限とする。
- ウ 保護者の出退勤時間に差がある場合は、出勤が遅い方と退勤が早い方が送迎する。
- エ 仕事が休みの日等、ご自身で保育ができる場合は、ご家庭でお子様と一緒に過ごす。

(2) 注意事項

- ア 通常どおり開所しているため、**0～2歳クラスの保育料の日割り対応はいたしません。**
- イ 仕事等の調整により、保育の必要性を満たさない場合でも退園になりません。
(適用期間：令和3年8月2日(月)から8月31日(火)まで)
- ウ 育児休業からの復帰及び求職活動中の場合の就労開始は、通常どおりの取扱いとなります。
 - ・ 育児休業からの復帰 …… 入園した月の翌月10日までの復帰
 - ・ 求職活動中の場合の就労開始 …… 入園後2か月以内の就労開始

2 PCR検査等の受検連絡について

(1) 児童又はその同居者の「PCR検査等の受検予定及び結果」は直ちに利用施設へご連絡ください。

(2) 児童の体調管理・健康観察を徹底し、次の場合は登園せず自宅で経過をみてください。

- ア 登園前に検温し、平熱よりも高い場合や37.5℃以上の場合
- イ 咳などの風邪症状がある場合 など

〔 事務担当 保育課 電話0467(82)1111 〕